

合算番号単価及び番号単価の修正（案）

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定期則」という。）第27条に基づく総務省告示第429号（平成18年7月31日。以下「番号告示」という。）第3条により修正合算番号単価及び修正番号単価を算定した結果は、下記1のとおりであり、この算定期則に基づき下記2のとおり取り運ぶこととしたい。

記

1 修正合算番号単価及び修正番号単価算定結果

（1）修正合算番号単価

修正合算番号単価は「3円」（現在は2円）とする。

平成28年度の修正合算番号単価については、番号告示（別添参照）第3条第1項の規定に基づき算定した結果、最終算定期が平成29年3月と予測される（別紙1参照）ことから、番号告示第3条第2項の規定により修正することとする。

また、番号告示第3条第3項の規定に基づき、修正合算番号単価を算定すると「2,890・・・円」となるので、番号告示第4条第2項に基づいて整数未満を四捨五入し「3円」とする（別紙2参照）。

（参考）

- 1 最終算定期とは、当該年度に補填すべき金額を徴収額が超える月をいう。
- 2 合算番号単価は、算定期則及び番号告示に基づき、原則として、
 - ・1月番号分（4月支払分）から6月番号分（9月支払分）までは、毎年度認可する交付金の額等の認可の前提として毎年9月に算定期。
 - ・7月番号分（10月支払分）から最終算定期番号分（通常は12月番号分（3月支払分））までは、毎年4月に算定期。
- 3 每年9月の算定期は次年度の合算番号単価を定める基本的な算定期であるのに対し、毎年4月の算定期は当該年度における負担金の徴収を調整するための調整的な算定期であって、合算番号単価は、毎年9月の算定期で年度分を確定することを基本として運用している。

4 番号単価は原則として算定対象年度の4月に修正するものとされており、最終算定月が算定対象年度の9月以前又は3月以降となると見込まれるときには修正合算番号単価を用いるとされている。(番号告示 第3条第2項)。

(2) 修正番号単価

番号単価を以下のとおり修正する(別紙3及び別紙4参照)。

NTT東日本 1.80833663円
(現行 1.20573999円)

NTT西日本 1.19166337円
(現行 0.79426001円)

(3) 適用の時期

平成28年7月から適用する。

2 今後の取り運び

(1) 報道発表

4月15日(金) 14時 資料配布

(2) 通知等

総務大臣へ通知 4月15日以降速やかに

負担対象事業者へ通知 同 上

ホームページに掲載 同 上

自動音声・FAX案内に掲載 同 上